

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月13日
【四半期会計期間】	第9期第3四半期（自平成20年12月1日至平成21年2月28日）
【会社名】	サイバーステップ株式会社
【英訳名】	CyberStep, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 類
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号
【電話番号】	03-5465-1500 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理室長 今坂 るみ
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号
【電話番号】	03-5465-1500 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理室長 今坂 るみ
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第3四半期 連結累計期間	第9期 第3四半期 連結会計期間	第8期
会計期間	自平成20年 6月1日 至平成21年 2月28日	自平成20年 12月1日 至平成21年 2月28日	自平成19年 6月1日 至平成20年 5月31日
売上高 (千円)	676,032	301,902	—
経常損失 (△) (千円)	△455,946	△11,682	—
四半期(当期)純損失 (△) (千円)	△535,047	△31,332	—
純資産額 (千円)	—	269,662	—
総資産額 (千円)	—	840,591	—
1株当たり純資産額 (円)	—	12,505.83	—
1株当たり四半期(当期)純損失金額 (△) (円)	△26,905.72	△1,588.71	—
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	29.3	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△350,444	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	10,123	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	102,912	—	—
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	—	407,359	—
従業員数 (人)	—	97	—

(注) 1. 売上高には消費税等を含めておりません。

2. 第9期第3四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

3. 第8期については、連結財務諸表を作成していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年2月28日現在

従業員数（人）	97（一）
---------	-------

（注）従業員数は就業人員です。

(2) 提出会社の状況

平成21年2月28日現在

従業員数（人）	97（一）
---------	-------

（注）従業員数は就業人員です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績については、「3 財務状態及び経営成績の分析」の記載に含めております。なお、当該金額には消費税等は含まれておりません。

当第3四半期連結会計期間における主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日)	
	販売高(千円)	割合(%)
WindySoft Co.,Ltd.	65,766	21.8

2【経営上の重要な契約等】

(1) オンラインゲームのライセンス契約

当第3四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

サイバーステップ株式会社 (提出会社)

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
Asiasoft Corporation Public Co.,Ltd.	ベトナム	ベトナムでの『GetAmped2』 独占運営権	平成21年1月30日から 平成24年1月29日まで 以後1年ごとの自動更新

CyberStep Communications,Inc.(連結子会社)

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
NHN USA Inc.	USA	『SplashFighters』におけるチャ ネリング契約	平成20年10月1日から 平成23年9月30日まで 以後1年ごとの自動更新

(2) 当社グループがライセンスを受けている契約

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱や、原油・原材料の高騰、株価の低迷、並びに急激な円高進行による輸出の伸び悩みなどを背景とし、先行き不透明感が強まる中で、企業収益の圧迫懸念および景気の停滞感はより一層高まりました。また、設備投資の減少や、雇用環境・所得環境が厳しさを増すなかで、景気回復の兆しが見えない状況が続いております。

わが国のゲーム業界においては、オンラインゲームユーザー数は伸びているものの市場の発展は足踏み状態となっており、事業再編の動きが活発化し今後国内外のゲームメーカー、あるいは異業種との統合や提携などのさまざまな動きが出てくる可能性も否めません。

このような経済状況のもとで当社グループは、創業時から一貫して単独で国際競争力のあるオンラインゲームの開発を続け、日本国内はもとより海外各国の運営会社との協力関係を深めながら、日本を含め広く12カ国地域のユー

ザーの皆様は魅力あるゲームを楽しんでいただいております。

当第3四半期連結会計期間には、当社連結子会社であるCyberStep Communications, Inc.が北米での本格的な自社運営を開始いたしました。

さらに、当第3四半期連結会計期間の平成20年12月には新規オンラインゲームタイトル『コズミックブレイク』が国内でリリースされ、前四半期連結会計期間にリリースされた新規タイトル『ゲットアンプド2』を含め、日本国内で4タイトルのゲーム運営を行うようになりました。特に、『コズミックブレイク』はユーザーの皆様から高い評価を得、当社グループ運営タイトルとしてはもっともヒットしたオンラインゲームとなっております。

しかしながら、これら新規タイトルは海外各国での運営が開始されるのが来期の予定となっております。また、既存ゲームタイトルはロングヒットではあるものの主にアジア市場においては売上が頭打ち傾向にあるだけでなく、予想を遥かに上回る円高が進行し、特に当社グループにとっては最大マーケットである韓国ウォンが著しく下落するなどの事情によりロイヤリティ売上高が多大な影響を受けました。この結果、当第3四半期連結会計期間においては、当社グループ創業以来始めて、国内自社運営売上高が海外からのロイヤリティ売上高を超え、ロイヤリティ売上高は127百万円、自社運営売上高は173百万円、合計で301百万円となりました。

これに対し、当第3四半期連結会計期間は、日本国内における新規2タイトルをヒットさせるための販促活動、及び来期に予定されている海外での新規2タイトルのサービス開始に向けた人的・物的投資を積極的に行いました。この結果、営業損失11百万円、経常損失11百万円、税金等調整前四半期純損失11百万円となりました。

海外からのロイヤリティ収入及び入金ライセンス料にかかる外国税額について控除しきれない金額が発生したため、法人税等を19百万円計上し、最終的に四半期純損失は31百万円となりました。

なお、当社グループはオンラインゲーム事業を営んでおり、当該事業以外に事業の種類がないため、事業の種類別セグメントの記載をしております。

また、本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメントの業績は記載を省略しております。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産は840百万円、負債合計は570百万円、純資産合計は269百万円であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、407百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりです。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間における営業活動は、税金等調整前四半期純損失の計上11百万円に対して、減価償却費の計上10百万円、前受金の増加60百万円、売掛債権の増加47百万円、仕入債務の減少24百万円、その他負債の減少21百万円、また、法人税等の支払額24百万円となりました。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、49百万円の支出となりました。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間における投資活動の収入は、主として定期預金の払戻による収入50百万円であり、この結果、投資活動によるキャッシュ・フローは48百万円の収入となりました。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間における財務活動の収入は、短期借入金の増加60百万円と、長期借入金の増加80百万円であり、この結果、財務活動によるキャッシュ・フローは140百万円の収入となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、まだ小規模であり多額の開発コストが必要となるゲーム開発を行うことは得策でないと考えています。また、大規模投資でないゲーム開発で他社と同じジャンルで当社グループが新たな人気ゲームタイトルを確立することは難しいと考えております。そこで当社グループは、当社グループの得意技術を活用して手がけてきた3Dオンラインアクションゲームに加え、斬新な発想力と独自の開発力を活かし、さらに新たなジャンルでのゲームを提案してまいります。

このような状況下、当社グループはグローバル規模で変化を続けるオンラインゲーム業界の経営環境に適応していくため、対処すべき課題を以下のように定め、取り組んでいく所存です。

①『ゲットアンプド』『鋼鉄聖紀C21』『ゲットアンプド2』『コズミックブレイク』運営によるユーザーサービス及び認知度維持

当社グループは以前より、『ゲットアンプド』『鋼鉄聖紀C21』をユーザーにとって常に新鮮味のある魅力的なゲームにするために、新しいアイテム提供や機能の改善・追加等、ユーザーの興味を魅きつける努力を常に行ってまいりましたが、今後も各国でのユーザーサービスを継続していくとともに、『ゲットアンプド』『鋼鉄聖紀C21』、さらには11月に日本国内で商用化した『ゲットアンプド2』、同様に12月にも日本国内で商用化した『コズミックブレイク』を通じ当社グループ認知度の維持・拡大を行っていくことが重要課題であると考えております。

②新規タイトルの開発体制の増強及び収益拡大

一般的に、ゲームタイトルは開発したものの全てが十分な収益をあげられるとは限らず、今後はオンラインゲーム市場の発展と共に、競合となるゲームタイトルがさらに増加し、同時にゲームタイトルの入れ替えサイクルも早くなることが予想されます。当社グループとしては、事業の安定化を図るためには、常に新しいゲームタイトルの開発を、複数同時並行で行えるような体制を構築することが必要です。これにより、新しいゲームタイトルのリリースに要する期間が短縮され、収益の安定化につながるものと考えております。

なお、当期におきましては当社グループが開発を進めておりました『ゲットアンプド2』『コズミックブレイク』が商用化され、これら新規ゲームタイトルによる収益拡大を行っていくことが直近の最重要課題と考えております。そのための具体的な方策として以下の点に取り組んでいく所存であります。

- ・ゲームにおける新機能の開発・投入
- ・ライセンス供与する各国の地域特性に応じたローカライズでゲームの市場浸透率を高める
- ・日本では自社運営サービスによるユーザーの声を直接反映したユーザー獲得促進策の実施

③自社でのオンラインゲームサービス提供

当社グループはこれまでオンラインゲームの開発に主眼を置いて事業を展開してまいりましたが、開発完了からサービス開始までの期間をより短くし、かつ、ユーザーの声を直接聞いて、ゲームタイトルの改善、新規タイトル開発へすばやく反映させるためには、自社でゲーム運営を行うことは非常に大きいメリットがあると考えております。

日本におけるオンラインゲームの一般的な認知度はまだそれほど高くはないと考えておりますが、当社グループは、今後日本においてもオンラインゲーム市場が拡大し、徐々にユーザーの数が増えていくものと予測しております。この潜在顧客を如何に確保するかが日本における自社運営サービスの課題であります。当社グループではライセンス契約を締結したアジア各国の運営会社へのサポート経験をベースに、自社でのオンラインゲームサービス提供を通じてユーザーのニーズを的確に把握し、ゲーム開発やユーザーサポートにタイムリーに対応し、当社グループのファンとなっただけのユーザーの獲得に努め、今後の事業展開に活かしていく所存であります。

④人的資源の確保

当社グループが今後継続的に成長していく為には、ゲーム開発プランナー、プログラマー、デザイナー、ネットワーク技術者、ゲームマスター、マーケティング担当者及び拡大する組織に対応する為の管理者等の優秀な人材を確保していく事が非常に重要であります。また日本ではオンラインゲーム市場が黎明期であるため、オンラインゲームビジネスに関与した経験のある人材の絶対数が限られており、これらの人材をいかに教育して戦力化していくかも非常に重要であると認識しております。

⑤財務基盤の強化

当社グループは、当第3四半期連結会計期間における開発・販促活動の活発化等を主たる要因として大幅な四半期純損失を計上しております。そこで、取引金融機関等からの資金調達を通じ、手許資金の安定化・財務基盤の強化を図り、当社事業の円滑な拡大を目指してまいります。

⑥株式会社の支配に関する基本方針について

A. 会社の支配に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、a.その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、b.株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、c.対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、d.買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

B. 会社の支配に関する基本方針の実現に向けた取組み

当社では、多数の株主の皆様が長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

これらの取組みは、今般決定しました前述Aの会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

a. 企業価値向上への取組み

当社は、Network, Entertainment, Communicationを融合した新しい娯楽を創造することを目指しております。ライセンス供与先である世界各国の運営会社と綿密な連携をとりながら、各国の状況に応じたローカライズを行い、各国のユーザーにより楽しんでいただけるオンラインゲームを提供していくことが重要であると考えております。

当社の強みであるネットワーク技術を活かしたオンラインゲーム開発力をより高めながら、自社運営サービスの提供を通じたユーザーに楽しんでいただくための創意工夫等を日々の業務の中で積み上げていくことでユーザーの支持を獲得し、業績を向上させ、企業価値を高めていくことが株主の皆様をはじめとしたステークホルダーへの義務であると考えております。

企業が持続的に成長し、企業価値を高めていくためには、「収益性」「成長性」「安定性」の3つの要素をバランスよく追求することが大切であります。当社は未だ小規模のベンチャー企業でありますので、当面は経営の安定性を確保しながらも企業規模を拡大成長させていくことが重要であると考えております。

そのための方策として、自社開発のゲームタイトルのライセンス供与をすでに進出済みの各国に加え、他の国や地域へ進めること、新しいゲームタイトルの開発を進めること、自社運営サービスの規模拡大を推進しております。

b. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性を向上させ、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。また、株主を含めた全てのステークホルダーからの信頼に応えられる企業であるために、適切な情報開示を行うなどの施策を講じ、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営課題として位置づけております。

当社の企業価値の継続的増大を目的に、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営の健全性の向上に努めてまいります。

i) 取締役及び使用人は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に貢献するためにサイバーステップ憲章を制定しております。この憲章を実効ならしめるため、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めるものとしております。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行うものとしております。

ii) 当社は資本金5億円未満ですが、監査役会設置会社であります。取締役会は原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規程に定められた付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役は、3名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

C. 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、大規模買付行為に関する情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を独立した外部専門家（公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上または確保に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、前述Aの基本方針の内容に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

D.本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的とするものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

a.当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、前述Cに記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

b.当該取組みが当該株式会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランにつきましては、平成19年7月27日開催の取締役会においてその導入を決議し、平成19年8月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様からご賛同をいただきました。

本プランの有効期間は、平成22年8月開催予定の当社定時株主総会の終結時までであり、また、その有効期間の満了前であっても、ア）当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または、イ）当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

c.当該取組みが当該株式会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じて独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないとしております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発活動の金額は21百万円であります。

当社グループの研究開発活動の中心は、当社の強みであるネットワーク対戦型のゲームタイトルの開発及び自社運営サービスを行ううえで必要となるソフトウェア、並びにネットワークロボット等の研究開発であります。

(6) 目標とする経営指標

当社グループでは、収益力を計る指標として売上高経常利益率を重視すると共に、株主価値向上のために1株当たり当期純利益（EPS）を重要な経営指標として位置づけております。

当第3四半期連結会計期間の売上高経常利益率は△3.87%、売上高は301百万円であります。

オンラインゲーム業界の競争に勝ち抜く為には、同業他社に負けない程度の規模まで早期に拡大し、加えて安定した経常利益率を確保する必要があると考えております。当面は売上高の拡大を優先し、経常利益率は30%、EPSは10,000円を下回らないことを目標に従業員数を含めた規模の拡大に努めたいと考えております。

(7) 中長期的な会社の経営戦略

企業が持続的に成長し、その企業価値を高めていく為には、「収益性」「成長性」「安定性」の3つの要素をバランスよく追及することが大切であります。当社グループは未だ小規模のベンチャー企業でありますので、当面は経営の安定性を確保しながら企業規模を拡大させていくことが重要であると考えております。

そのための方策として、すでに進出済みの韓国、中国、台湾、タイ、インドネシア、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブラジル、オランダ等以外の国々へ、当社グループ及び当社グループオンラインゲームの認知度を高めるべくライセンス供与を進めること、各国の運営会社との連携を緊密にしながら新規ゲームタイトル『ゲットアンブド2』『コズミックブレイク』がヒットするよう努めること、当社グループの強みである開発力を生かしオンラインゲーム及び関連製品の開発を今後も継続して続けること、着実に実行してまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	84,000
計	84,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成21年2月28日）	提出日現在発行数（株） （平成21年4月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,755	21,755	東京証券取引所 （マザーズ）	（注）1. 2
計	21,755	21,755	—	—

（注）1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年4月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。

① 平成13年11月26日開催の臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数（個）	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000
新株予約権の行使期間	平成15年11月27日から 平成23年11月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役、または使用人たる地位にあること。 権利者が行使期間到来後に死亡した場合は、相続人が新株引受権を相続する。 その他の条件は、本総会および新株引受権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、買入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株引受権付与後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

行使価格調整式に使用する調整前行使価格を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合、行使価格調整式に使用する調整前行使価格を下回る価格をもって普通株式に転換できる証券または普通株式の引受権を有する証券を発行する場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

2. 新株引受権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株引受権の数を減じております。

3. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

- ① 平成15年4月30日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年4月30日に発行した
第1回新株予約権（ストック・オプション）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数（個）	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000
新株予約権の行使期間	平成17年5月1日から 平成22年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 平成15年9月30日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年9月30日に発行した
第3回新株予約権

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成22年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 平成15年12月19日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年12月19日に発行した
第5回新株予約権

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年12月20日から 平成22年12月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 平成16年5月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成16年5月26日に発行した
第7回新株予約権

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	375
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年5月27日から 平成23年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤ 平成16年5月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成16年5月26日に発行した
第8回新株予約権

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年5月27日から 平成22年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑥ 平成16年12月21日開催の臨時株主総会決議及び平成16年12月1日開催の取締役会決議に基づき平成16年12月21日に発行した第9回新株予約権

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	93
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	465
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年12月22日から 平成23年12月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑦ 平成17年11月15日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月15日に発行した
第14回新株予約権

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000
新株予約権の行使期間	平成19年11月16日から 平成24年11月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格＝
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成19年8月24日開催の定時株主総会決議及び平成19年9月19日開催の取締役会決議に基づき発行した
第15回新株予約権

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	134
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134
新株予約権の行使時の払込金額(円)	118,609
新株予約権の行使期間	①付与数の2分の1 平成21年9月20日から 平成22年9月19日まで ②付与数全て 平成22年9月20日から 平成29年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 118,609 資本組入額 59,305
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

② 平成19年8月24日開催の定時株主総会決議及び平成19年9月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第16回新株予約権

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数（個）	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	118,609
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日から 平成25年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 118,609 資本組入額 59,305
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1

株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

③ 平成20年8月22日開催の定時株主総会決議及び平成20年9月17日開催の取締役会に基づき
平成20年10月3日に発行した第17回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72,965
新株予約権の行使期間	平成22年10月4日から 平成26年10月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 72,965 資本組入額 36,483
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成20年12月1日～ 平成21年2月28日	—	21,755	—	334,895	—	324,895

- (5) 【大株主の状況】
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,033	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 19,722	19,722	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	21,755	—	—
総株主の議決権	—	19,722	—

② 【自己株式等】

平成21年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
サイバーステップ株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号	2,033	—	2,033	9.34
計	—	2,033	—	2,033	9.34

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年1月	2月
最高 (円)	91,500	91,700	89,000	84,000	86,000	68,000	51,500	43,700	21,800
最低 (円)	72,000	63,000	68,500	64,500	42,800	49,100	37,100	20,500	16,800

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は以下のとおりであります。

退任役員

役名	氏名	退任年月日
取締役	千葉 義之	平成21年2月28日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年12月1日から平成21年2月28日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年6月1日から平成21年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽ＡＳＧ有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年2月28日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	※1 467,974
売掛金	128,259
貯蔵品	1,081
その他	34,433
流動資産合計	631,749
固定資産	
有形固定資産	※2 86,322
無形固定資産	
その他	11,921
無形固定資産合計	11,921
投資その他の資産	
保証金	97,323
その他	13,273
投資その他の資産合計	110,597
固定資産合計	208,841
資産合計	840,591
負債の部	
流動負債	
買掛金	3,389
短期借入金	60,000
1年内返済予定の長期借入金	8,004
未払法人税等	6,225
前受金	371,226
その他	50,086
流動負債合計	498,932
固定負債	
長期借入金	71,996
固定負債合計	71,996
負債合計	570,928

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年2月28日)	
純資産の部	
株主資本	
資本金	334,895
資本剰余金	324,895
利益剰余金	△192,553
自己株式	△219,906
株主資本合計	247,329
評価・換算差額等	
為替換算調整勘定	△689
評価・換算差額等合計	△689
新株予約権	23,022
純資産合計	269,662
負債純資産合計	840,591

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日)
売上高	676,032
売上原価	178,050
売上総利益	497,982
販売費及び一般管理費	※1 945,276
営業損失(△)	△447,293
営業外収益	
受取利息及び配当金	940
還付加算金	349
その他	311
営業外収益合計	1,602
営業外費用	
支払利息	251
為替差損	9,231
その他	772
営業外費用合計	10,255
経常損失(△)	△455,946
特別損失	
固定資産除却損	※2 1,332
特別損失合計	1,332
税金等調整前四半期純損失(△)	△457,279
法人税、住民税及び事業税	77,767
法人税等合計	77,767
四半期純損失(△)	△535,047

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日)	
売上高	301,902
売上原価	89,426
売上総利益	212,476
販売費及び一般管理費	224,209
営業損失(△)	△11,732
営業外収益	
受取利息及び配当金	340
為替差益	415
営業外収益合計	756
営業外費用	
支払利息	251
新株予約権発行費	250
支払保証料	58
雑損失	146
営業外費用合計	706
経常損失(△)	△11,682
特別損失	
固定資産除却損	※1 55
特別損失合計	55
税金等調整前四半期純損失(△)	△11,738
法人税、住民税及び事業税	19,594
法人税等合計	19,594
四半期純損失(△)	△31,332

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△457,279
減価償却費	29,599
長期前払費用償却額	3,808
株式報酬費用	16,041
受取利息及び受取配当金	△940
支払利息	251
為替差損益 (△は益)	9,165
固定資産除却損	1,332
売上債権の増減額 (△は増加)	△41,860
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△329
仕入債務の増減額 (△は減少)	△15,797
前受金の増減額 (△は減少)	223,589
未払費用の増減額 (△は減少)	△6,440
その他の資産の増減額 (△は増加)	7,181
その他の負債の増減額 (△は減少)	△52,870
その他	369
小計	△284,179
利息及び配当金の受取額	895
利息の支払額	△403
法人税等の支払額	△66,757
営業活動によるキャッシュ・フロー	△350,444
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	50,000
有形固定資産の取得による支出	△37,814
無形固定資産の取得による支出	△2,062
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,123
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	60,000
長期借入れによる収入	80,000
自己株式の取得による支出	△37,087
財務活動によるキャッシュ・フロー	102,912
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8,391
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△245,799
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	22,894
現金及び現金同等物の期首残高	630,265
現金及び現金同等物の四半期末残高	407,359

※1

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当社グループは、当第3四半期連結累計期間においては、主に新規オンラインゲームタイトルの開発および日本国内におけるサービス立ち上げが大きなテーマになっており、同時にコンシューマ向けゲームソフトウェア開発並びに北米におけるサービス立ち上げが加わり、研究開発費（新規オンラインゲームタイトルおよび新製品にかかる製造部門の労務費、開発委託に関する外注費等の経費）及びサービス部門の販促に関する販売促進費、人件費等が増加いたしました。また、既存のタイトルについてはサービスが開始してからの期間が長くなりロイヤリティ収益力が頭打ち傾向にある中、米国サブプライムローン問題に端を発した金融不安による為替レートの悪化により、海外各国からのロイヤリティ収入が減少し、一方で新規タイトルについては当第3四半期連結会計期間において国内で有料化いたしました。

このように当第3四半期連結累計期間は収益の挟間ともいえる時期に当たり、重要な営業損失、経常損失、四半期純損失を計上し、重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上いたしました。

このような状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社グループでは、下記の諸施策を実施してまいります。

1. 諸施策の継続的实施

当社グループでは、質の高いエンターテインメントとしてのオンラインゲームを日本を含めた世界各国にライセンスしてきた技術力と運営実績という強みを活かし、今後も事業拡大を図るために、前四半期連結会計期間において見直した利益計画に基づき、継続して下記の施策を実施してまいります。

- ・ 各国運営会社と協力体制を強固なものとし、新規タイトル『ゲットアンブド2』『コズミックブレイク』の各国での有料化スケジュールを明確化し収益計上を確実にする。さらに、既存タイトルについても運営会社との戦略の共有化など連携を強めながら効果的な運営を行い、収益の拡大に努める。
- ・ これまで海外運営会社にライセンス契約を締結していたタイトルはほとんど『ゲットアンブド』であったが新規タイトルである『ゲットアンブド2』『コズミックブレイク』についても、契約先を拡大し、積極的に海外展開する。
- ・ 平成20年9月末からの為替レートの悪化を踏まえて前四半期連結会計期間に策定した利益計画を、引続き遵守する。
- ・ 新製品開発を当面は絞込みオンラインゲームの製作に注力することにより、会社全体としての開発コストを抑制し、かつ、オンラインゲームの内容の充実と収益力向上を図る。
- ・ 販促費を収益力に見合った水準に適正化し、これまでの日本国内での自社運営で培った社内ノウハウを活かしながら最大効率を目指す。
- ・ 中途採用による人員増加を抑制し、同時に現社員の業務最適化を図る。また、外部委託業者に対する新規の発注を控え、人件費および外部委託費抑制の方針を継続する。
- ・ 予算外の費用の発生を厳格にコントロールする等、計画の精度を高め不透明性を排除し、新たな事象の発生などの情報を必要部署と共有しつつ、予算統制の強化を図る。

2. 資金について

当社グループは当期下期から来期にかけて、当社グループ開発のオンラインゲームタイトル数が増えること、及び運営国・地域の数が増えることでライセンス料収入及びロイヤリティ収入が増加し、当社グループ営業キャッシュ・フローが黒字化する見込となっております。

また、当第3四半期連結会計期間においては取引金融機関との間で設定した借入極度枠に基づき借入を実行する等の資金調達を行いました。今後も引続き、手許資金のさらなる安定化・財務基盤の強化を図ります。

上記施策により、グループ全体における経営環境が正常化し、継続企業の前提に関する疑義は解消できるものと判断しております。

このため、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、上記のような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日）において該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日)
1. 固定資産の減価償却費の 算定方法	有形固定資産の償却方法として定率法を 採用しているため、事業年度に係る減価償 却費の額を期間按分して算定しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日）において該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年2月28日)	
※1 担保資産	
担保に供している資産は次のとおりであります。	
定期預金	60,000千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額	
	53,877千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。	
研究開発費	243,997千円
※2 固定資産除却損は、工具器具及び備品他1,332千円 であります。	

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日)	
※1 固定資産除却損は、工具器具及び備品55千円であり ます。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年6月1日 至 平成21年2月28日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成21年2月28日現在) (千円)	
現金及び預金	467,974
預け入れ期間が3ヶ月を超える 定期預金	△60,615
現金及び現金同等物	407,359

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年2月28日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年6月1日至平成21年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,755株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,033株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 23,022千円

(注) 当第3四半期連結会計期間末において権利行使期間の初日が到来しているものはありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年12月1日至平成21年2月28日)において該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年12月1日至平成21年2月28日)において該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年12月1日至平成21年2月28日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	613千円
販売費及び一般管理費	7,149千円
計	<u>7,762千円</u>

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年12月1日 至平成21年2月28日）

当社グループはオンラインゲーム事業を営んでおり、同一セグメントに属するゲームの開発、運営を行っております。当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成20年6月1日 至平成21年2月28日）

当社グループはオンラインゲーム事業を営んでおり、同一セグメントに属するゲームの開発、運営を行っております。当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年12月1日 至平成21年2月28日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間（自平成20年6月1日 至平成21年2月28日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年12月1日 至平成21年2月28日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	127,515	1,441	128,956
II 連結売上高（千円）	—	—	301,902
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	42.2	0.5	42.7

当第3四半期連結累計期間（自平成20年6月1日 至平成21年2月28日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	409,620	1,768	411,389
II 連結売上高（千円）	—	—	676,032
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	60.6	0.3	60.9

(注) 1. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) アジア…韓国、中国、台湾、タイ

(2) その他の地域…南米、北米

2. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年2月28日)	
1株当たり純資産額	12,505.83円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年6月1日 至平成21年2月28日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年2月28日)	
1株当たり四半期純損失金額	△26,905.72円	1株当たり四半期純損失金額	△1,588.71円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	－円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	－円

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間において新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額が計上されているため記載しておりません。

1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年6月1日 至平成21年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年12月1日 至平成21年2月28日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(△)(千円)	△535,047	△31,332
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△535,047	△31,332
期中平均株式数(株)	19,886	19,722
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第17回新株予約権 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。	第17回新株予約権 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日）において該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日）において該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 21年 4月 8日

サイバーステップ株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新井 達哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年12月1日から平成21年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年6月1日から平成21年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サイバーステップ株式会社及び連結子会社の平成21年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結累計期間において、重要な営業損失、経常損失及び四半期純損失を計上しており、また、重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。